区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 5984 - 2693 fax 3993 - 8572



区職員の懲戒処分について

と き 平成 30 年5月 29 日(火)発表

と こ 3 | 練馬区役所(練馬区豊玉北6 - 12 - 1)

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 病気休暇の虚偽申請

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容 健康部 主事 53歳 男性 停職5日 概要

当該職員は、医療機関から発行された薬袋と領収書の日付等を改ざんし、平成 30 年 2 月 13 日から 2 月 16 日までの 4 日間、虚偽申請により病気休暇を不正に取得した。また、平成 30 年 3 月 12 日から 3 月 16 日までの 5 日間、病気休暇の虚偽申請を行った。

このことは、地方公務員法第 32 条 (法令等及び上司の職務命令に従う義務) 同法第 33 条 (信用失墜行為の禁止) に抵触するため、懲戒処分とした。

奶分年月日

平成 30 年 5 月 24 日

2 通勤手当の不正受給

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容 環境部 技能主任 43歳 男性 停職 15日 概要

当該職員は、平成 25 年 12 月から平成 30 年 1 月まで、通勤届と異なる経路および方法 により通勤を行い、通勤手当 1,065,092 円を不正に受給した。

このことは、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務命令に従う義務) 同法第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、当該職員は、不正受給した通勤手当を全額返納している。

処分年月日

平成 30 年 5 月 24 日

3 不適切な対応

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容 こども家庭部 主任主事 64歳 男性 停職1月 概要

当該職員は、平成29年8月から9月にかけて、4回にわたり、学童クラブの児童2人を自家用車に乗せ、各児童の自宅付近まで送った。また、その途中、飲食物を与えた。このことは、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務命令に従う義務)、同法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

処分年月日

平成 29 年 12 月 11 日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03-5984-5782